

第75号議案

府中市モーターボート競走条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

競走事業において地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部を適用することに伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市モーターボート競走条例の一部を改正する条例

府中市モーターボート競走条例（昭和30年7月府中市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(モーターボート競走事業の設置)」に改め、同条第1項を次のように改める。

市民福祉の増進を図るための施策に必要な経費の財源を確保し、もつて市の財政の健全な運営に資するため、市にモーターボート競走事業（以下「競走事業」という。）を設置する。

第2条第2項中「企業法」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「企業法」という。）」に改める。

第14条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「この条例に定めるもののほか」を削り、「市長」を「管理者」に改め、同条を第16条とする。

第13条の見出しを「(業務状況説明書類の提出)」に改め、同条第1項中「市長」を「管理者」に、「作成し、遅滞なく、これらを公表しなければ」を「市長に提出しなければ」に改め、同条第2項中「作成する」を「提出する」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「作成し、公表する」を「提出する」に、「市長」を「管理者」に、「作成し、公表しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第15条とする。

第12条第2項中「市長」を「管理者」に、「議会」を「市長」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、これを議会に報告しなければならない。

第12条を第14条とする。

第11条を削る。

第10条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改め、同条を第13条とし、第9条を第12条とし、第8条を第11条とする。

第5条から第7条までの規定中「市長」を「管理者」に改め、第7条を第10条とし、第6条を第9条とし、第5条を第8条とする。

第4条中「市長」を「競走事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」と

いう。)に改め、同条を第7条とし、第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

(企業法の全部適用)

第3条 企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、競走事業に企業法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第4条 競走事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(組織)

第5条 企業法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、競走事業に管理者を置かないものとする。

2 企業法第14条の規定により、競走事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、ボートレース企業局を置く。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は公布の日から、次項の規定は令和5年3月31日から施行する。

(府中市基金条例の一部改正)

2 府中市基金条例(昭和40年4月府中市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第21号までを2号ずつ繰り上げる。

第2条第1項第1号及び第3条第1項中「、競走事業運営調整基金」及び「、平和島モーターボート競走場駐車施設整備基金」を削る。

(府中市基金条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 府中市基金条例の一部を改正する条例(令和2年9月府中市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条第20号」を「第1条第18号」に、「同条第21号」を「同条第19号」に、「同条第20号」を「同条第18号」に改める。

(府中市組織条例の一部改正)

4 府中市組織条例(昭和45年6月府中市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「事業部」を削る。

第2条の表事業部の項を削る。

(府中市職員定数条例の一部改正)

5 府中市職員定数条例(昭和48年3月府中市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「社会福祉主事」を「社会福祉主事とし、30人を企業職員」に改める。

(府中市行政手続条例の一部改正)

6 府中市行政手続条例(平成8年12月府中市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「規程」の次に「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程」を加え、「同法」を「地方自治法」に改める。

(府中市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正)

7 府中市職員の公益的法人等への派遣に関する条例(平成28年12月府中市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規則」の次に「又は企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。)」を加える。

第6条中「規則」の次に「又は企業管理規程」を加える。

(府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

8 府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和4年9月府中市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「規定する規程」の次に「及び地方公営企業法(昭和27年

法律第292号)第10条に規定する「企業管理規程」を加える。

新

(モーターボート競走事業の設置)

第2条 市民福祉の増進を図るための施策に必要な経費の財源を確保し、もつて市の財政の健全な運営に資するため、市にモーターボート競走事業(以下「競走事業」という。)を設置する。

2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「企業法」という。)第17条本文の規定により競走事業に設ける特別会計は、府中市競走事業会計と称する。

(企業法の全部適用)

第3条 企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、競走事業に企業法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第4条 競走事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(組織)

第5条 企業法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、競走事業に管理者を置かないものとする。

2 企業法第14条の規定により、競走事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、ボートレース企業局を置く。

第6条 省 略

(競走の開催)

第7条 競走開催の日時等は、競走事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が定める。

条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（地方公営企業法の財務規定等の適用等）

第2条 競走の開催及びこれに附帯する業務を行うため、市にモーターボート競走事業（以下「競走事業」という。）を設置し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「企業法」という。）第2条第3項の規定により同条第2項に規定する財務規定等を適用する。

2 企業法第17条本文の規定により競走事業に設ける特別会計は、府中市競走事業会計と称する。

（追加）

第3条 省略

（競走の開催）

第4条 競走開催の日時等は、市長が定める。

新

(入場料)

第8条 競走を開催するときは、入場者から、50円から100円までの範囲内において管理者の定める入場料(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額を含む。)を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が法第9条ただし書の規定に基づく承認を受けた場合は、前項の入場料を徴収しない。

(勝舟投票券)

第9条 省 略

2 管理者は、舟券10枚分を単位とし、10枚分以上を1枚をもつて代表する舟券を発売する。

(勝舟投票法の種類)

第10条 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式、連勝複式及び重勝式の5種類をもつて行う。ただし、管理者が必要があると認める場合は、いずれかの勝舟投票法を用いないことがある。

第11条~第12条 省 略

(職員の賠償責任の免除)

第13条 企業法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の全部又は一部を免除する場合には、議会の同意を得なければならない。

(削 除)

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

(入場料)

第5条 競走を開催するときは、入場者から、50円から100円までの範囲内において市長の定める入場料(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額を含む。)を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が法第9条ただし書の規定に基づく承認を受けた場合は、前項の入場料を徴収しない。

(勝舟投票券)

第6条 省 略

2 市長は、舟券10枚分を単位とし、10枚分以上を1枚をもつて代表する舟券を発売する。

(勝舟投票法の種類)

第7条 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式、連勝複式及び重勝式の5種類をもつて行う。ただし、市長が必要があると認める場合は、いずれかの勝舟投票法を用いないことがある。

第8条~第9条 省 略

(職員の賠償責任の免除)

第10条 企業法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の全部又は一部を免除する場合には、議会の同意を得なければならない。

(会計事務の処理)

第11条 企業法第34条の2ただし書の規定により競走事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものについては、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第14条 省略

2 前項ただし書に規定する訴えの提起若しくは和解又は損害賠償の額の決定をしたときは、管理者は、これを市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、これを議会に報告しなければならない。

(業務状況説明書類の提出)

第15条 管理者は、企業法第40条の2第1項の規定により、4月1日から9月30日までの競走事業の業務の状況を説明する書類(以下この条において「業務状況説明書類」という。)を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 業務状況説明書類には、次に掲げる事項を掲載し、11月30日までに提出する業務状況説明書類においては同日の属する事業年度(企業法第19条に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。)の直前の事業年度の決算の概況を、5月31日までに提出する業務状況説明書類においては同日の属する事業年度の予算の概況及び事業の経営方針を明らかにするものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、競走事業の経営状況を明らかにするために管理者が必要と認める事項

3 天災地変その他やむを得ない事由により、第1項に規定する期日までに業務状況説明書類を提出することができなかつたときは、管理者は、事由のやんだときから1月以内に期日を定めてこれを提出しなければならない。

(委任)

第16条 競走の実施につき必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

第12条 省略

- 2 前項ただし書に規定する訴えの提起若しくは和解又は損害賠償の額の決定をしたときは、市長は、これを議会に報告しなければならない。

(業務の状況の公表)

第13条 市長は、企業法第40条の2第1項の規定により、4月1日から9月30日までの競走事業の業務の状況を説明する書類(以下この条において「業務状況説明書類」という。)を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類を5月31日までに作成し、遅滞なく、これらを公表しなければならない。

- 2 業務状況説明書類には、次に掲げる事項を掲載し、11月30日までに作成する業務状況説明書類においては同日の属する事業年度(企業法第19条に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。)の直前の事業年度の決算の概況を、5月31日までに作成する業務状況説明書類においては同日の属する事業年度の予算の概況及び事業の経営方針を明らかにするものとする。

(1)～(2) 省略

- (3) 前2号に掲げるもののほか、競走事業の経営状況を明らかにするために市長が必要と認める事項

- 3 天災地変その他やむを得ない事由により、第1項に規定する期日までに業務状況説明書類を作成し、公表することができなかつたときは、市長は、事由のやんだときから1月以内に期日を定めてこれを作成し、公表しなければならない。

(条例実施についての細目)

第14条 競走の実施につきこの条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

新

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は公布の日から、次項の規定は令和5年3月31日から施行する。
(府中市基金条例の一部改正)
- 2 府中市基金条例(昭和40年4月府中市条例第5号)の一部を次のように改正する。
第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第21号までを2号ずつ繰り上げる。
第2条第1項第1号及び第3条第1項中「競走事業運営調整基金」及び「平和島モーターボート競走場駐車施設整備基金」を削る。
(府中市基金条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 府中市基金条例の一部を改正する条例(令和2年9月府中市条例第20号)の一部を次のように改正する。
第2条中「第1条第20号」を「第1条第18号」に、「同条第21号」を「同条第19号」に、「同条第20号」を「同条第18号」に改める。
(府中市組織条例の一部改正)
- 4 府中市組織条例(昭和45年6月府中市条例第19号)の一部を次のように改正する。
第1条の表中「事業部」を削る。
第2条の表事業部の項を削る。
(府中市職員定数条例の一部改正)
- 5 府中市職員定数条例(昭和48年3月府中市条例第16号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「社会福祉主事」を「社会福祉主事とし、30人を企業職員」に改める。
(府中市行政手続条例の一部改正)
- 6 府中市行政手続条例(平成8年12月府中市条例第20号)の一部を次のよ

旧

うに改正する。

第2条第1項第1号中「規程」の次に「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程」を加え、「同法」を「地方自治法」に改める。

（府中市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正）

7 府中市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成28年12月府中市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規則」の次に「又は企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条中「規則」の次に「又は企業管理規程」を加える。

（府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正）

8 府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年9月府中市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「規定する規程」の次に「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程」を加える。

旧
